塩尻市建設工事 「**失格基準価格**」算定フロー

ス タ ー ト

一般競争入札等

設計額（税込み）が130万円以上の
簡易型一般競争入札又は指名競争入札に付する工事

130万円未満 → 対象外

入　　札

① 入札書比較価格（税抜き）を超える応札者を算定対象から除外します。

②
①で除外された残りの応札者の平均値±（標準偏差×1．5）の範囲外にある応札者を算定対象者から除外します。
　①で除外された残りの応札者数：n
　①で除外された残りの応札価格：x

平均値： $\Sigma x/n$　　**1円未満切り捨て**

標準偏差： $\sqrt{\dfrac{n\Sigma x2-(\Sigma x)2}{n2}}$　　**1円未満を四捨五入**

③ ②で除外された残りの応札者が**3**者以上か？

Aルート
3者未満の場合

④ ③において入札書比較価格の89．5%相当額以上の応札者が3者以上か？

Bルート
3者未満の場合

Cルート

⑤
（入札書比較価格の89．5%相当額以上の応札者のうちで）

平均価格　＝ 相当額以上の者の価格合計 / 相当額以上の者の数

以上により算出された平均価格(**百の位以下を切り上げ**)を**失格基準価格**とする。

ただし、算定した平均価格が入札書比較価格の94．5%を超える場合は、94．5%相当額(**百の位を切り上げ**)とする。

低入札価格調査

失格基準価格　＝　上記で計算された額

失格基準価格 ＝ 89．5%相当額
（百の位を切り上げ）